参考様式第5－1号

8 豊 農 企 第 216 号
令 和 8 年 11 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊橋市長

市町村名 （市町村コード）	豊橋市 (23201)
地域名 （地域内農業集落名）	東北部
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月9日 （第1回）

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

【現状】
・エリア北部の丘陵地（石巻地区）はカキ、ブドウ、ナシなどの樹園地。次郎柿は日本一の産地である。
・エリア西部の平坦地（下条・賀茂地区）は水田地帯。水田はオペレーターへの集積が進んでいる。
・下条・牛川地区では、エリアの9割近くを特定の大規模耕作者が耕作している。
・水田や水路が洪水の排水機能も担っているが、賀茂地区（水田地帯）の農業水利施設の老朽化が顕著。
・リスク分散のため、管理しやすい規模単位で農地を分散させている場合もある。
・豊橋新城スマートインターチェンジの開通に向けて豊橋市が北部地域活性化推進室を設置。西郷地区において、開発による大規模な農地転用の可能性があると共に新たな農業振興の可能性を検討中。
・西郷地区では、規模拡大を希望する若手農家もいる（ただし、希望する面積以上に遊休農地が存在する）
・嵩山地区では、水田において自作者とオペレーターが耕作する土地の区別はできている。（ただし、将来的には拡大希望をしている者はいない）
・沖野地区の用水は、朝倉川からの引込によるものである。
・畜産（豚）、施設園芸（イチゴ）もあり。
【課題】
・遊休農地や耕作状況の現状を把握できていない。
・担い手が少ない。耕作者、所有者の高齢化が進み、後継者が不足している。
・山間部に近いエリアに鳥獣被害がある。
・河川敷の農地の活用が出来ていない。
・水害、高温障害など自然災害への対策（特に水害はR5/6豪雨で被災）。
・農地を十分に活用できておらず、所得を生む場になっていない。
・非農家所有者は、用排水施設の維持管理が困難。
・貸し手が安心して貸出できない（受け手を知らない、管理が不安など）。
・借り手、貸し手の間の農地価格（価値）の考え方の乖離が大きい。
・非農家への農地相続が加速化しており、負担（金、労力）を理解していない人が増えている。
・未相続農地が今後増えていく可能性があるが、把握できていない。
・沖野地区は約40haだが、相続による分筆が進む、所有者が非農家・遠隔地在住者が増えるなどの課題がある。
・耕作が難しい農地の非農地化が進む。
・地権者不明地から雑木が道に出て塞いでしまうが、地権者不明で刈ることもできない。
・拡大したいが1筆面積が小さく、拡大がしづらい。
・馬越地区は農地が狭く、担い手も見つかりづらい。
・果樹が植えられたまま放置された農地も多く、周辺農地に害虫等の悪影響を与えている。そのため、耕作できなくなると、悪影響を避けるため果樹を伐採する人もいる。
・果樹園は水稲と比べ大規模面積ではなく、集積協力金を活用しづらく貸し手へのメリットを創出しにくい。
・農地により果樹の状態の良し悪しが異なるため、農地の交換は簡単にはできない。
・果樹園を集約するためには、ある程度高い賃料を払わなければならない。そのため、大規模農家や新規就農者には負担が大きく、集約するメリットよりデメリットが大きい可能性がある。
・果樹園を集約する場合、人により管理の方法が異なるので、集約後の管理作業に支障が生じる。

（2） 地域における農業の将来の在り方

・水田、樹園地（カキ、ブドウ、ナシ）、施設園芸（イチゴ）、畜産（豚）等を引き続き営農する
・インバウンド需要に対応できる農業地域の存続
・新規就農希望者に選択される農業地域の形成
・日本一の次郎柿産地の維持
・若い耕作者を増やす
・耕作者、所有者両方にメリットのある形での集積・集約。儲かる農業。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,505 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	－ ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－ ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

・石巻町字大門75
・石巻町字大門76
・石巻町字大門77
・石巻萩平町字大向143
・賀茂町字大鳥井下22
・下条東町字白石137
・下条東町字白石138
・下条東町字白石139

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

・大規模農家や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める（賀茂地区は3名のオペレーターを中心に）。
・集積・集約化をし作業の効率化を図る。柿の木の貸出意向等情報の共有。
・果樹の集約時に新たな品種、栽培方法の導入を行う。
・主要果樹農家はメインの1haエリアを1つは持つように集約。

（2）農地中間管理機構の活用方針

・上記の集積・集約を農地中間管理機構を周知、活用して実施する。
・農地中間管理機構の活用が円滑に進むように市やJA等と連携して農業を担う者や土地所有者を支援する。
・農地中間管理機構を活用して集約時の管理を省力化する。

（3）基盤整備事業への取組方針

担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、必要に応じて農用地の大区画化（畔の撤去なども含む）・汎用化等のための基盤整備事業を検討する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

・耕作者が足りない場合は、新規就農者や外部からの経営体（法人含む）の受入れを検討。
・特に新規就農者に対しては、地域の農家がサポート、情報発信などをし積極的に受入れる。
・地域の担い手への集積・集約に配慮しつつ、農地の情報収集に努め、将来地域農業を支えられるよう、市、農業委員会、JA等と調整しサポートに取り組む。
・地域で耕作したい人達をまとめ、集団で作業を進め、地産地消を行う。
・高齢農家の生産基盤を居抜きで活用できる仕組みを構築。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・必要に応じて農作業委託を検討、活用する。
・農作業支援ロボットなどのリース事業の活用。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集約するエリアは獣害のない又は対策をしているエリアとする。
⑦果樹地で発生する剪定枝を炭化し土壌改良剤として有効活用し、カーボンクレジットで所得向上を図る。
⑨営農型太陽光発電を実施する場合、市、農業委員会、豊橋農業協同組合等と協議し、合意を得る。
⑨豊橋新城スマートインターチェンジに伴う北部地域の活性化については、開発により農転されることになる耕作者たちが営農できるように代替地を検討するとともに、地域関係者が連携しながら農業振興策を検討、実施する。